

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会
第3回権利擁護専門部会要点記録

日時：令和5年2月24日(金) 14時00分～15時30分

場所：障害者会館A・B会議室

<会議次第>

1. 開会
2. 議題
 - (1) 権利擁護部会の今後の取り組みについて
 - (2) 権利擁護支援連携協議会との連携について
3. その他

<権利擁護専門部会委員出席名簿>

出席

松下 功一 親会委員、皆川 譲 委員、清水 健太 委員、坂井 崇徳 委員、箱石 まみ 委員、
新堀 季之 委員、保坂 勇人 委員、今本 美和子 委員、山口 恵子 委員、久米 佳江委員、
平石 進 委員、佐藤 祐司 区委員、高松 泉 区委員

欠席

高山 直樹 会長、美濃口 和之 委員、杉浦 幸介委員、松澤 知之 区委員、渋谷 尚希 区委員、
荒井 早紀 区委員

傍聴者

3名

1、開会挨拶及び、配付資料の確認

事務局より開会挨拶及び、配付資料の確認

2、議題

【議題（1）権利擁護部会の今後の取り組みについて】

○資料の説明

・資料第2号

第2回の権利擁護専門部会の要点記録。第1回の部会では、相談窓口が分かりにくい、利用のタイミングを明確に決められないなどの課題が明確になったため、障害のある方の権利擁護に関するパンフレットの作成についてご議論をいただいた。ご意見を踏まえて改めて部会長、副部会長、事務局で協議を行い、事前にご本人が準備できるような情報を集約したパンフレットについてイメージを共有しご意見をいただければと資料をお送りさせていただきました。

・資料第3号

部会長、副部会長、事務局とで作成したイメージ図。成年後見制度のみに限定したのではなくて、ご本人の権利擁護につながる制度や事業について分かりやすく説明できるものを考えている。

ご本人と親御さんの年齢の推移の中で、それぞれのライフステージにおけるターニングポイントの時期に想定される権利擁護に関する制度やサービスを掲載すると分かりやすいのではないかと考えている。

・資料第5号

今年1月に社会福祉協議会にて開催した「障害のある方のための成年後見制度」という学習会のアンケートの集計結果。主な参加者は、障害のある方の親御さん。成年後見制度について知りたいというご意見、家族の将来の備えのために何か参考になればというご意見、成年後見制度以外の制度の活用が知りたいという意見が多かった。成年後見制度以外の信託とか地域福祉権利擁護事業、遺言、iDecoなどについても講師からお話があり、成年後見制度以外の制度にご興味を持たれた方が多くいらっしゃった。

・第4号

足立区手をつなぐ親の会の当時の会長、江黒会長が作成された。

本人の年齢と大きな出来事の次が本人の希望になっている。いろいろなサービス、社会状況等々に合わせて、当人が成長に合わせてどんなことが起こり、どんなものがサポートとしてあるのかという全体像がよく見えて非常に勉強になる。

・前回からの話を整理する。親御さんが高齢になっても、まだ大丈夫と言う方々が多数いらっしゃる。漠然と不安があっても、権利擁護の話になるとイコール成年後見になり、突然、後見するかしないかの選択になってしまう。しかしそこでは動かず、親御さんが亡くなって必要に迫られて後見を利用するのが現実なのかなと思う。これだけ制度を使うための

仕組みを作っても、全然伝わっていないのではという印象がある。制度が始まる前の準備段階の分かりにくさや支援チーム作りといった辺りに課題があることが見えてきたので、パンフレットのようなものがあるとわかりやすいのではないか。

パンフレットを作ることが目的ではなくて、文京区における障害のある人たちの権利が擁護できる仕組みを作れたらと考えているので、いよいよ何か具体的な行動に移したい。本当に権利を擁護する仕組みを文京区で作れないか、その入り口がパンフレットというご提案だった。障害のある方の権利を擁護する仕組み作りということについてのご意見を皆さんから一言ずついただきたい。

○意見交換

- ・資料第4号を拝見して、ここ数年出てきている重層的支援体制整備事業の話で、ワンストップで断らない相談と継続的な支援の考え方が出ており、この資料は参考になると思った。

パンフレットも要するにワンストップで解決ができるという発想なのかなと思っていた。ただ、人的な手当てをするととなると大変なので、パンフレットを作ることを軸にしながら、そういった相談体制みたいなものを作っていただければいいと思う。

- ・社協の地権を利用して家族以外の方が関わることを後見の前に始めると、意外とそこから後見のほうにスムーズに行くこともあると思っている。ただ、なるべくご自身でずっと管理をしていきたいという思いをもっている方もいらっしゃるのではそれは尊重しなければいけないなども改めて思った。

地権について、親御さんがご本人の代わりに管理をしているところに地権が入ることはできるのか。できるのであれば地権を利用して、ご本人が自分で働いたお金はなるべく自分で管理していきたいんだと希望するならそこには強く介入はせずに、通所などで見守っていくのも重要だなということを改めてこの資料を見て感じた。

- ・ご家族がいたりしても地権は活用できるのか？

→ご家族の有無というのは特に関係ない。ご本人の名義の財産、預金を管理するお手伝いという部分の認識があれば利用できる。

- ・第4号の資料を拝見して、成年後見は権利擁護とイコールではなく、あくまでも権利擁護の一環であると、社会保障制度のうちの一つであるというところは、非常に私も共感する部分。この表には障害者年金の記述もある。年金の受給のために主治医の先生に相談したり、申請が間に合うよう最速で予約できる年金事務所を調べたりというお手伝いをしたことがある。また障害年金の他に就労形態や就労支援も重要になると思われる。

就労継続支援A型、B型事業所、身体障害者雇用枠での就労など様々な形態があるので、そういった周辺の制度もパンフレットにあるとご本人にとって意味のあるものになるのかなと感じた。

- ・民生委員の立場からこの表を見て、何ができると考えたときに、ご本人の希望と助けてくださる方をつなぐのが私たち唯一、基本的にできることではないかと感じた。気を使っ

て遠慮なさっているところが少しでも見えるように、傾聴という形で日常に関わっていただければいいのかなと感じた。

- 本人は今までに意思を表明するとかいう経験があまりないので、それをうまく伝えることとか、権利に関する意識というのがなかなかできていないところで希望を酌み取るというところに難しさはあると思う。成人になってからは人それぞれなので、必要なことをくくりできないところが難しい。ただ、資料のように、何歳ぐらいになったらこういうことが問題になってくるとか、こういう物が使えるよということが一覧になっているとすごく助かると思う。
- 親なき後の問題というのはずっとあること。具体的なものをご本人に示して一緒にやっている親御さんはいる。細かくはなるかもしれないが、生活していく上で必要なことを改めて整理をして、お一人でも、またはサポートをつけながら生活していけるんだという話があるのがいいのかなと思っている。
また、支援者、支援機関が複数関わって行って、中心になる役割はどこなのか明確に位置づけられていればより良い支援になるのではないかと思う。
- 成年後見制度も地権も高齢者の利用割合が大きいけど、知的障害、精神障害の方も利用している。障害の方だと親御さんがいらっしゃるので、「こういった制度は使わずにやってこれた、でもやっぱり早いうちにやっぱり慣れておけばよかった」という例もあるため、我々もその辺りをうまく伝えて、まずは地権からご活用いただければと思っている。
成年後見制度のパンフレットはあるけど、障害の方にとってどういったタイミングで検討をしたらいいかとか、どういうときに使ったらいいかということを書かれたものがなく、説明がいつも口頭になってしまうので、そういったことが書かれた紙の媒体があれば説明しやすいと考えている。
- 先ほど松下委員のほうから親御さんとなかなか話が進まないというお話をされてたけど、通っている施設の方がすごく熱心に相談に乗ってくれるから、何かあったら施設の方がなんとかしてくれるんじゃないかという話を親御さんがよくされていた。施設を信頼して安心していることも進まない理由ではあるのかなと思う。
パンフレットができたからお話するきっかけになると思う。障害別に例で表記をしていただくと、精神の方もお使いいただけるようになるのかなと感じた。
- 権利擁護のサービスはもちろん、居宅で他の方に支援を受ける経験を豊かにしておくことで、よりよい本人の選択、希望の広がりも出てくるんじゃないかと考えている。
サービスを上手く活用しているご家庭というものがもしあるのであれば、本人に登壇いただいてお話をさせていただくと、支援者からよりも家族や本人に響く部分があるかなと思う。親は一生懸命だけれども自分のポジションを地域の人に譲っていけるような試みやチャンスを若い頃からつくっていけるように、親なき後よりも、もっと前にあるべきなんじゃないかという思いがある。
- 私はやはり経済面がずっと気になっている。いつ自分が独りになるか分からない。そのと

きにお金があるかどうか、それがやっぱり一番不安。多分、障害のある人はそういう人が多いと思う。

- ・ご本人のライフステージに合わせて、どんな選択肢があるのか共通の項目として見えるようになってくると、ご家族ご本人支援者も含めて、共通の方向を向いて支援ができる。児童、障害福祉、高齢福祉と段階的に移っていく中でも、切れ目なくやっていくためには、共通の方向性が提示できるようなものがあると、次につないでいくことができるので、資料の作成というのは有用なのかなと感じた。

本日欠席の美濃口委員より事前に資料を確認した上でご意見を預かっているので代読する。

- ・資料3号について、視点がかなり広いので実際に親なきあとというテーマに合わせていくなら資料4号の視点に合わせていく必要がある。

・地域生活拠点事業を生活上の相談の窓口にすることも考えられる。4つの拠点が合同で作成したパンフレットと一緒に配布することでより広い範囲で備えられる資料になるのではないか。

- ・障害者の親は高齢の方も多く認知症になった親が利用する可能性もあるので認知症になった方もターゲットに含めた方がいいのではないか。
- ・成年後見制度を早い段階から利用してもらうことが目的ならば報酬助成についても検討した方がいいのではないか。
- ・提案として、厚生労働省に「自分一人ではよく分からない、そのときでも安心して暮らせるために」というサイトがあり分かりやすい内容なので参考にできないか。

- ・資料4号について、これはおそらく江黒会長がご本人のお子さんのために作ったのを、汎用化するために少し加えたものだと思われる。その人のためのものを作るならもっと個別性の高いものを、汎用化したものであれば逆に、誰もがその年代になると考えなきゃいけないことを踏まえておく必要がある。

親なきあととは一番理解しやすい例なので、自分が頼っていたものが頼れなくなった場合というような言い方ができると思った。準備していくためにはちょっとずつ遡っていくような考え方で整理できるといいのかなと感じた。

○部会長より総括

- ・貴重なご意見をありがとうございました。親御さんは親が元気なうちに何かしておかないと、と心配しつつ、何とかかなと思って子どもが独立しないままになっている。我々で何か仕組みを作っていないといけない。硬直しているものを動かすきっかけになるのがこの部会の存在意義なのかなと思っている。いずれ誰かにお金を管理してもらう準備として、地権の利用がさらに増加するのが当然なのに、その準備がされていない。一般就労している人や就労支援センターの利用者とタッグを組んでいくとか作業所内で愛の手帳4度の人はみんな使うといった準備が必要。
- ・社協は愛の手帳を持つ利用者が少ないのでこれからケースが増えれば経験値も上がって

いくということもあって、より権利が擁護される仕組みが作られていこうと思っ
ている。

【議題（２）権利擁護支援連携協議会との連携について】

○事務局より振り返り

- ・権利擁護支援連携協議会は主に成年後見制度の推進を目指し、その上での課題について、福祉だけではなく法律の専門職の方や地域活動されている方と広く協議して、解決していこうとするもの。障害者自立支援協議会と重複する部分がある。

今、文京区では大きく二つの会議体を運営している。一つは親会的な協議会で、成年後見制度の利用を促進していく上での課題を検討するもの。もう一つは、実務者会議と呼んでいるもので、具体的に権利擁護上困っているようなケースをチームで検討した上で解決が難しいケースを福祉だけではなくて専門職にご意見をいただくようなもの。

最近では権利擁護の担い手として、専門職の方以外に区民の方にも入ってもらって理解していただけるように検討している。特に高齢・障害と分野を区切らず権利擁護上の課題を議論しているので、重複する部分がある。共有できていないと、同じことを議論していることになりもったいないので連携していくことについてご意見をいただきたい。

美濃口委員からいただいた意見としては、中核機関で出てきた地域課題を権利擁護部会や親会にて協議するのはどうか、というところだった。

- ・社協は両方の事務局をしていてどのような連携のイメージを持っているのか。
→具体的に考えているのは今日いただいた冊子のお話を次回の地域連携協議会でご報告するといった、権利擁護部会と地域連携協議会で出た課題や検討内容を挙げて共有していく仕組みをまずは作っていききたい。中核機関で障害がある人の成年後見や権利擁護が議題になる機会はまだ少ないという印象。委員の方も障害がある方のイメージができていなくて、人物像を伝えるのが大変だった。共通言語がまだないので事務局で地ならしをお願いしたい。
- ・そもそも中核機関の協議会の方々は、自立支援協議会、権利擁護専門部会というものがあるということを知っているのか。
→私も協議会の委員として参加している。弁護士会の中でもどうしても高齢者の方が事例が多いからか障害者のイメージが無い。具体的な課題を出してこういう議論をしてほしいという要請を投げてもらえればその議論ができると思う。
- ・中核機関は、基本的には成年後見制度の利用が必要な方がそれを使えるように検討する場になる。自立支援協議会で出された課題を中核機関の協議会で検討したり、自立支援協議会で成年後見制度にとらわれずに権利擁護という視点で意見を出していくということが、新たな検討に繋がると思う。
- ・成年後見制度の担い手が不足していることを痛感している。
ケースを持ち寄ってその方たちが不自由されていることについて情報を共有したり検討

することが連携になると感じている。

- 中核機関は地域連携ネットワークのためにできたもので、中核機関自体は問題解決する場ではなくネットワークを作るための場。中核機関に課題を投げるとそのネットワークに参加している機関にそれが伝わるというような関係性なのかとイメージしている。両方参加していると、それぞれの場所で話をするとそれぞれ違う知見が出てくる。二つの会議体で検討を繰り返していくことでネットワークができていく。
- 課題を投げて意見をもらい、持ち帰って検討するというのはすぐに始められると思う。できるところからはじめていきたい。
- 中核機関で検討した事例を通して、文京区では何が不足しているのか、どういうものを提供すれば活用できるのかという話に繋がれたら良いと思う。そういう例を自立支援協議会であげていただくと、アプローチするにはどうすればいいのかを考えていけるのではないか。
- 実務者会議では、その方の課題はその方個人の課題という形で検討するが、それが仕組み上の課題であればその方だけじゃなくて、親会である権利擁護支援連携協議会のほうに挙げるという仕組みはある。そこで出たものをこちらの方に報告、共有させていただくことはできると思うので、ぜひやっていきたい。

3、その他

- 今年度の部会はこれで終了。令和5年度もよろしくお願ひしたい。